

第 3 章 仕事と生活が調和する社会の実現

第 1 節 仕事と生活の調和 の実現のための働き方の見直し

1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

【現状と課題】 3-1-1

男性も女性も、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、県民一人ひとりが青年期、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現でき、豊かさと潤いを実感できる社会や、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。

更なる「仕事と生活の調和」の実現のために、意識啓発や、次世代育成支援対策推進法 等の関係制度について、労働者、事業主、地域住民に対し周知することが必要です。

【具体的施策】 3-1-1

情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」を目指して実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行うとともに、「ながさき女性活躍推進会議」による優良企業等表彰などを通じ、働きやすい環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進します。

(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)

次世代育成支援対策推進法等の関係制度及び一般事業主行動計画 について、引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して広報・啓発を行います。

(こども未来課)

【数値目標】 3-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	H30	31.2%	R6	35%

2 企業における取組の推進

【現状と課題】 3-1-2

仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。

第1子の出産を期に離職する女性の割合は約5割となっていますが、働きたいと願う女性が出産後も継続して就業できるよう、男女が共に、家庭と仕事の生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備をさらに進める必要があります。

また、企業の自主的な取組を促進させるため、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業等の好事例の情報を収集提供するなど、社会全体で子育てを支える意識を啓発していくことが重要です。

そのため、社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため実施している「長崎県こども・若者応援団表彰」において、子育てしやすい職場環境づくりが顕著な企業を表彰しています。

しかしながら、中小企業においては、経営基盤の安定が優先されやすく、大企業に比べて雇用者の処遇改善や職場環境の改善、就業規則の作成や見直しが遅れています。

【具体的施策】 3-1-2

次世代育成支援対策推進法 に規定する一般事業主行動計画 を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業について、長崎労働局と連携し、県のホームページなどで紹介します。

(こども未来課)

仕事と子育ての両立に積極的に取り組み、「くるみん」の認定 等を受ける企業数が増加するよう、長崎労働局と連携し、制度の普及・広報に努めます。

(こども未来課)

ココロねっこ運動 を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2 掲載】(こども未来課)

引き続き、「長崎県こども・若者応援団表彰」を実施し、結婚・妊娠・出産・子育てを支援する個人・団体等の取組を促進します。

(こども未来課)

男性の育児参画など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う企業等の取組内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。

(こども未来課)

男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進します。

(雇用労働政策課)

労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを産み育てることができる職場づくりを推進します。また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。

【3-1-2、3-2 掲載】(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

【数値目標】3-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	H30	75.3%	R6	86%

第 2 節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】 3-2

働き方や生き方について多様な選択肢を可能にし、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果す一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう支援することで、少子化の流れを変えるとともに、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な社会を実現していく必要があります。

また、女性がその能力を十分に発揮して働くことのできる環境の整備に努め、ひいては男女ともに働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

夫が家事や育児に参画している度合いが高い家庭では、母親の育児への不安や負担が和らぐことで、特に第 2 子以降の出産に影響するとともに、女性の継続就業割合が高くなると言われていますが、長崎県における 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日あたり 83 分（H28 総務省「社会生活基本調査」）であり、妻の 440 分と比較すると低い現状です。また、週 60 時間以上働く男性の割合は、全国的に子育て期である 30 代、40 代で高くなっています。

【具体的施策】 3-2

一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。

【2-1-2、3-2 掲載】(こども未来課)

授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。

【2-1-3、3-2 掲載】(こども未来課)

労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを生み育てることができる職場づくりを推進します。

また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。

【3-1-2、3-2 掲載】(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

【数値目標】 3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブ待機児童数	H30	53 人	毎年	0 人

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【現状と課題】 3 - 3

本県の出生数は第1次ベビーブームの昭和24年には6万人を超えていましたが、平成30年には10,135人とピーク時の約6分の1にまで減少しています。

また、女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成15年と17年に過去最低の1.45となって以降、緩やかに上昇し、平成30年は1.68となっていますが、人口を維持できる水準(2.07)や県民の希望出生率(2.08)とは大きな開きがあります。

国や県の調査によると、未婚者の多くが結婚を望んでいるにも関わらず、未婚化・晩婚化が進み、さらにまた、夫婦が実際に持つ子どもの数も、理想を下回っている状況が明らかとなっています。

このように、結婚や妊娠・出産に対する希望と、実際の結婚・出生行動との間には隔たりがあり、少子化の克服に向けては、「結婚の希望の実現」と「希望どおりの出産・子育ての実現」の大きく2つの観点から施策を推進する必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、25～34歳の未婚者にたずねた「独身でいる理由」については、男性の45.3%、女性の51.2%が、「適当な相手にめぐりあわない」と回答し、男女ともに最も多くなっていますが、その他の理由をみると、男性において、経済的不安をあげる割合が女性に比べて多くなっています。(男性29.1%、女性17.8%)

また、同調査によると、夫婦の理想的な子どもの数が2.32人であるのに対して、予定の子どもの数は2.01人となっており、その差が大きく開いていますが、その理由に関する妻の回答をみると、経済的不安(56.3%)が最も多く、年齢的な不安(39.8%)、不妊(23.5%)、育児への不安(17.6%)、健康上の理由(16.4%)、仕事への支障(15.2%)と続いています。

これらの隔たりを解消し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会を実現するためには、個人の価値観を尊重し、生活と仕事の両立に向けた環境整備や若者の安定した雇用の促進、妊娠・出産のための正しい知識の普及・啓発など、それぞれのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するとともに、結婚を希望する独身男女や子育て家庭等を県全体で応援する機運を醸成することが必要です。

【具体的施策】 3 - 3

少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。

(こども未来課)

職場や仕事関係などによる出会いをきっかけとする「職縁結婚」の活性化に向け、県・市町・団体等が協働し、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進するシステムを運営します。

(こども未来課)

長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談などを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課)

県民の皆さんが、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となったキャンペーンを展開し、機運の醸成を図ります。

(こども未来課、こども家庭課)

県外在住の移住検討者に向けて、本県の子育て環境を分かりやすく情報発信するほか、東京圏からの移住者に対する支援金について子育て加算を実施するなど、子育て世帯の移住の促進を図ります。

(地域づくり推進課)

【数値目標】 3 - 3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
結婚支援事業による成婚数	H30	65 組	毎年	150 組